

施設基準及び診療報酬に係る院内掲示

・当院は指定医療機関の指定を受けています。

・明細書の発行について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない場合は受付にその旨をお伝えください。

・長期処方・リフィル処方箋について

当院では、患者さんの状態に応じ、28日以上長期投薬を行うこと又はリフィル処方箋を発行することが可能です。

なお、長期投薬やリフィル処方箋の交付が可能かは病状に応じて医師が判断いたします。

・保険外負担に係る事項

診療報酬に含まれない自費診療（文書料・予防接種・健康診断等）につきましては、保険外負担として別途料金を頂戴しております。詳細は受付もしくはお電話にてお問い合わせください。

施設基準及び診療報酬に係る掲示

当院が近畿厚生局へ届け出を行っている施設基準及び診療報酬等に係る院内掲示をご案内します。

以下の施設基準の届け出を近畿厚生局へ行っております。

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・外来感染対策向上加算
- ・医療 DX 推進体制整備加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ・婦人科特定疾患治療管理料
- ・一般不妊治療管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ）
- ・電子的診療情報連携体制整備加算

院内掲示事項について

・夜間・早朝加算

当院では、土曜日の12時以降に受診された場合、初診・再診にかかわらず夜間・早朝加算50点を算定します。

ご理解の程、よろしく願います。

・一般名処方加算

医薬品の安定供給と医療費の適正化を図る観点から、厚生労働省の方針に基づき「一般名処方加算」を算定することがあります。一般名処方とは、医薬品の商品名ではなく、有効成分の名称（一般名）を用いて処方を行うものです。これにより、同一成分の複数の薬剤から薬局で適切に選定され、供給不足時にも代替薬を選びやすくなります。

なお、後発医薬品のある先発医薬品（長期取載品）を患者様のご希望で選択される場合には、選定療養費として特別の料金をご負担いただくことがあります。ご不明な点は、医師にお気軽にご相談ください。

・生活習慣病管理料（I）

2024年6月から国の定める診療報酬改定により、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様は、従来の管理料から『生活習慣病管理料』へと移行することになりました。この改定に伴い、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』を交付いたします。

また、当院は患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の処方を行っております。

・アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料

当院では、舌下免疫療法を行っております。

アレルギー性鼻炎免疫療法治療をおこなう患者さまに対し、アレルゲン免疫療法による治療の必要性、治療内容等に係る説明を文書を用いて行い、当該患者の同意を得た上でアレルゲン免疫療法による計画的な治療管理を行った場合に、「アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料」を算定いたします。

・婦人科特定疾患治療管理料

令和2年(2020年)より、器質性月経困難症（子宮筋腫、子宮内膜症、子宮腺筋症などが原因の月経困難症）が『婦人科特定疾患』に指定されています。

それに伴い、器質性月経困難症に対しホルモン剤での治療を行う場合に『婦人科特定疾患治療管理料』を3ヶ月に1回算定することとなりました。対象の患者様には「診療計画書」を作成させていただき、それに基づいてご説明、治療を継続してまいります。

・情報通信機器を用いた診療に係る基準

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関わる指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。

詳しくは下記のチェックリストと当院のオンライン診療ページをご確認ください。

（※ここにチェックリストを作成して掲載する）

・外来感染対策向上加算

感染管理者である院長が中心となり、従業員一同感染対策を推進します。

院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。

「抗微生物薬適正使用の手引き」などを参考に、抗菌薬の適正使用に努めます。

感染性の高い疾患（新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど）が疑われる場合は、一般診療の方と動線や待合室も分けて対応しています。

標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。

感染対策に関して医師会や基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供や助言を受け、院内感染対

策の向上に努めます。

当院は新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。

・外来・在宅ベースアップ評価料（I）

当院では、医療従事者の確保および資質向上のための取り組みとして、厚生労働省が定める「ベースアップ評価料」を算定しております。これに伴い、患者様にご負担いただく診療費に一部上乘せが生じることがございます。なお、本評価料によって得られた収益は、当院で働く医療スタッフの給与改善の原資として全額活用いたします。何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

・医療 DX 推進体制整備加算／医療情報取得加算（2026.5.31 まで）

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認をして取得した診療情報を、問診や診察を行う診察室等で医師が閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスについては今後対応予定です。
5. マイナンバーカードの保険証利用の使用について、一定程度の実績を有しております。
6. マイナ保険証の活用について、院内に掲示しています。
7. マイナポータルの医療情報等に基づき、患者さまからの健康管理に係る相談に応じています。

・電子的診療情報連携体制整備加算（2026.6.1～）

1. 当院では診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用した診療を実施しております。
2. 医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
（電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスは今後対応予定です。）
3. 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を無料で交付しております。